

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	法定予防接種の給付の支給及び実費徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、予防接種法に基づく法定予防接種の給付の支給及び実費徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定予防接種の給付の支給及び実費徴収に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法による予防接種の給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第15条第1項の給付に係る医療受給状況の確認 ・ 被接種者が属する世帯全員の市民税課税状況の確認(ただし、他市区町村との情報の照会・提供については、被接種者又はその保護者の課税状況に限る。)
③システムの名称	保健予防システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、別表14の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号利用法 第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例 第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 27,28,29の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第29条、第30条及び第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健部健康推進課
②所属長の役職名	保健予防担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL 082-243-2583</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予防係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2882</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項、別表第一の第10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項、別表第一の10の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第10条 番号利用法 第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第13条 ※番号法別表第二の第17、19の項に係る主務 省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の17、18、 19の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、 第13条の2	事後	
平成28年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	広島市健康福祉局保健部保健医療課保健予 防・指導係	広島市健康福祉局保健部保健医療課保健予 防係	事後	
平成28年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年12月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成29年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成30年12月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局保健部保健医療課	健康福祉局保健部健康推進課	事後	
平成30年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	広島市健康福祉局保健部保健医療課保健予 防係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2622	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予 防係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2622	事後	
平成30年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出、公 表が義務付けられていない。
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和2年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保健予防担当課長	感染症対策担当課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予 防係	広島市健康福祉局保健部健康推進課感染症 対策係	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	感染症対策担当課長	保健予防担当課長	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	広島市健康福祉局保健部健康推進課感染症 対策係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2622	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健予 防係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2882	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項、別表第一の10の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第10条 番号利用法 第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項、別表14の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条 番号利用法 第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
令和8年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第二の17、18、 19の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、 第13条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 27,28,29の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第29条、第30条及び第31条	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年9月9日時点	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年9月9日時点	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	記載事項の追加	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。
令和8年3月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	記載事項の追加	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出、公表は義務 付けられていない。